

労働保険制度の概要

北海道労働局総務部労働保険徴収課

[1 労働保険]

- 労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称した保険制度のことです。
- 労災保険とは、労働者が業務上の事由によって負傷したり、病気に見舞われたりした場合等に、必要な保険給付を行う制度です。
- 雇用保険とは、労働者が失業した場合等に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するための必要な給付を行う制度です。

[2 労働保険が適用される範囲]

- 労働保険は、農林水産の事業の一部等を除き、労働者を一人でも雇っていれば適用事業となります。
- 農林水産の事業の一部等については、事業主の任意加入申請により認可された場合に適用となる暫定任意適用事業となります。

[3 労働保険の成立手続]

(1) 一元適用事業

- 一元適用事業とは、労災保険と雇用保険の保険料の申告・納付等に関して両保険を一元的に取扱う事業です。大部分の事業がこれに該当します。
- 提出書類・提出先
 - ① 保険関係成立届（成立した日から10日以内）・・・・・・・・・・労働基準監督署
 - ② 概算保険料申告書（成立した日から50日以内）・・・・・・・・・・労働基準監督署・労働局
・・・・・・・・・・労働保険料を同時に納付する場合は最寄りの金融機関（歳入代理店）
 - ③ 雇用保険適用事業所設置届（設置の日から10日以内）・・・・・・・・・・公共職業安定所
 - ④ 雇用保険被保険者資格取得届（事実のあった日の翌月10日まで）・・・公共職業安定所

(2) 二元適用事業

- 二元適用事業とは、建設の事業、農林水産の事業等、労災保険と雇用保険の適用を区別する必要があるため、両保険の保険料の申告・納付等を二元的(別々)に行う事業です。
- 労災保険の提出書類・提出先
 - ① 保険関係成立届（成立した日から10日以内）・・・・・・・・・・労働基準監督署
 - ② 概算保険料申告書（成立した日から50日以内）・・・・・・・・・・労働基準監督署・労働局
・・・・・・・・・・労働保険料を同時に納付する場合は最寄りの金融機関（歳入代理店）
- 雇用保険の提出書類・提出先
 - ① 保険関係成立届（成立した日から10日以内）・・・・・・・・・・公共職業安定所
 - ② 概算保険料申告書（成立した日から50日以内）・・・・・・・・・・労働局
・・・・・・・・・・労働保険料を同時に納付する場合は最寄りの金融機関（歳入代理店）
 - ③ 雇用保険適用事業所設置届（設置の日から10日以内）・・・・・・・・・・公共職業安定所
 - ④ 雇用保険被保険者資格取得届（事実のあった日の翌月10日まで）・・・公共職業安定所

[4 労働保険の変更手続]

- 事業場の名称、所在地、事業の種類などに変更があった場合、「名称、所在地等変更届」を上

記3に準じて提出する。

- 事業の種類が変更になった場合は、労災保険率等が変わることがあるので特に注意する。

[5 職権による成立手続]

- 労働保険の成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、自主的に成立手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、行政庁の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定を行うことになる。
- 遡及して労働保険料を徴収するほか、追徴金を徴収することになる。

[6 労働者の範囲]

(1) 労災保険

- 常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、労働の対価として賃金を受けるすべての者が対象となります。

(2) 雇用保険

- 雇用される労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上であること及び31日以上の雇用見込みがあることの、いずれにも該当する場合には、原則として被保険者となります。
- ただし、季節的に雇用されるものであって、4か月以内の期間を定めて雇用される者又は1週間の所定労働時間が30時間未満である者は除かれます。
- 昼間学生、65歳以上で新たに雇用される者等も除かれます。

[7 労働保険料の申告・納付（年度更新）]

- 年度更新とは、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付をする手続です。
- 年度更新の手続期間は、6月1日から7月10までの間となります。
- 概算保険料40万円（労災保険又は雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している場合は、原則として、労働保険料の納付を3回に延納（分割納付）することができます。
- 一般拠出金については、延納（分割納付）することができません。
- 労働保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率（労災保険率＋雇用保険率）を乗じて得た額です。そのうち、労災保険分は、全額事業主負担、雇用保険分は、事業主と労働者双方で負担することになります。

[8 労働保険事務組合制度]

- 労働保険事務組合とは、事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。
認可を受けた労働保険事務組合が、事業主の事務の負担を軽減するため、事業主に代わって労働保険事務の処理をするのが労働保険事務組合の制度です。
- 委託できる事業主は、次のとおりです。
 - ① 金融・保険・不動産・小売業・・・・・・・・常時使用する労働者が、50人以下の事業主
 - ② 卸売の事業・サービス業・・・・・・・・常時使用する労働者が、100人以下の事業主
 - ③ その他の事業・・・・・・・・常時使用する労働者が、300人以下の事業主

- 委託できる事務の範囲
 - ① 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
 - ② 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
 - ③ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
 - ④ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
 - ⑤ その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務
- 委託事業主の利点
 - ① 事務の省力化が図られる。
 - ② 労働保険料の額にかかわらず保険料の納付を3回に分割できる。
 - ③ 事業主や家族労働者が、労災保険に特別加入することができる。

[9 労災保険制度（給付）]

- 療養（補償）給付

労働者が業務上又は通勤による傷病により療養を必要とする場合に給付される。

現物給付としての「療養の給付」が原則であり、治療費、入院の費用、看護料、移送費等通常療養のために必要なものが含まれる。

労災病院や労災指定病院以外で療養を受けた場合等は、労働者が支払った費用を現金で支給する「療養の費用の支給」がされる。
- 休業（補償）給付

労働者が業務上の事由又は通勤による傷病の療養のために休業し、賃金を受けない日の第4日目以降から支給される。

休業1日につき給付基礎日額の60%が休業（補償）給付として支給される。

社会復帰促進等事業として給付基礎日額の20%が特別支給金として休業（補償）給付とセットで支給される。
- 傷病（補償）給付

療養開始後1年6か月を経過しても治癒せず、傷病等級（第1級～第3級）に該当するときに、一定額が年金として支給される。
- 障害（補償）給付

傷病が治癒したとき身体に一定の障害が残った場合、障害（補償）年金又は障害（補償）一時金が支給される。
- 遺族（補償）給付

労働者が業務上の事由又は通勤により死亡した場合、遺族（補償）年金又は遺族（補償）一時金が支給される。
- 葬祭料

葬祭を行った者に対し一定額が支給される。
- 介護（補償）給付

一定の障害により傷病（補償）年金又は障害（補償）年金を受給し、かつ、現に介護を受けている場合に、月を単位として支給される。
- 二次健康診断等給付

労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の結果、血圧、血中脂質、血糖、肥満の4項目全てに異常の所見が認められた場合には、二次健康診断及び特定保健指導を受けることができる。
- 特別年金、特別一時金の支給

[10 費用徴収制度]

- 費用徴収制度は、労災保険法第31条第1項において、「政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない（いわゆる未手続の）期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」と規定されている制度です。

[11 雇用保険制度（給付）]

- 失業等給付
労働者（被保険者）が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに再就職を促進するために、一定の要件の基に失業等給付が支給される。
- 各種助成金制度
失業の予防、就職困難者の就職促進、労働者の能力開発及び向上等を図るために、一定の要件の基に事業主へ助成金が支給される。

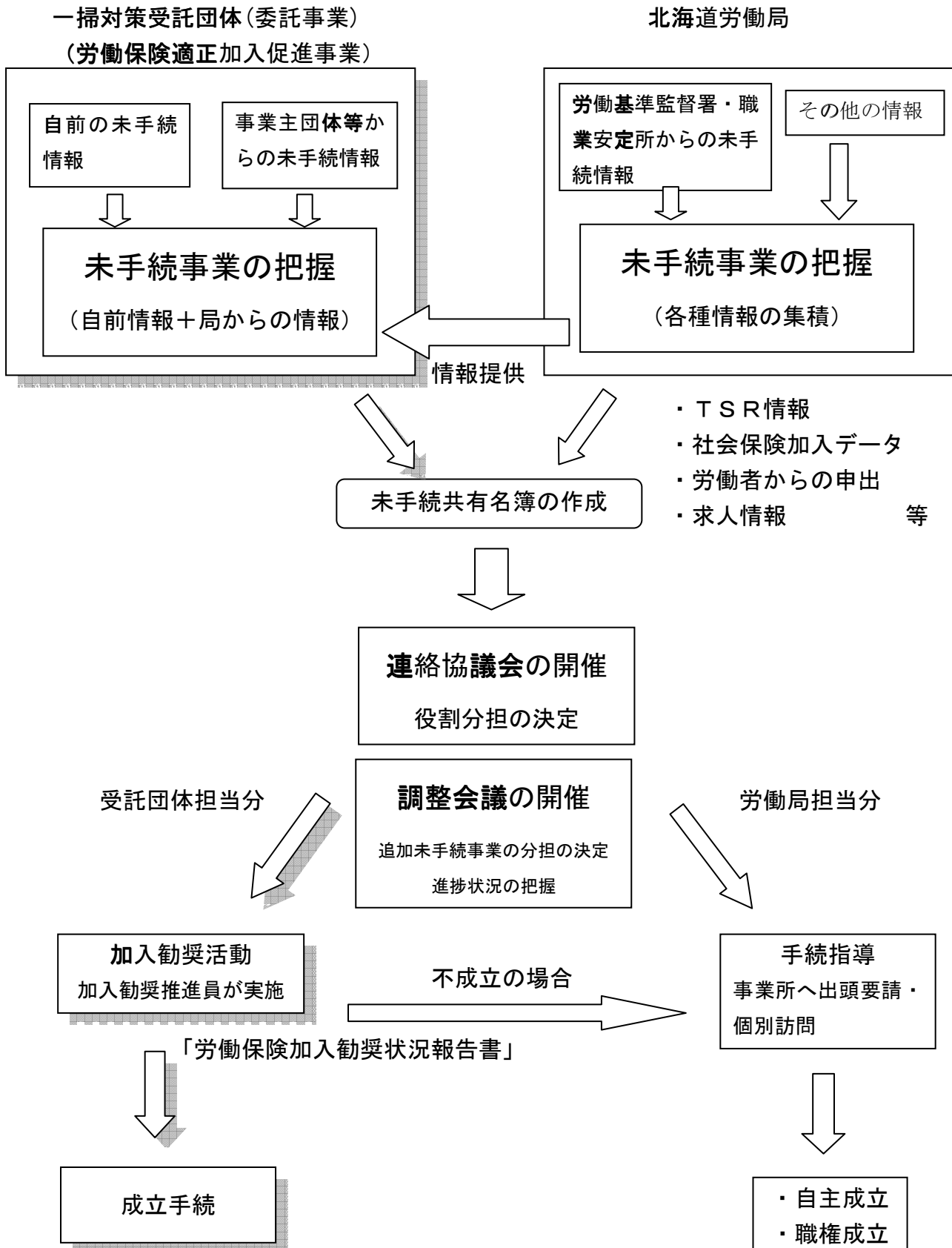
[12 一般拠出金の申告・納付]

- 「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済に充てるため、事業主が負担する費用です。
- 労災保険適用事業場の全事業主が対象であり、労働保険の年度更新手続、事業終了（廃止）の際に労働保険料の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。
- 一般拠出金率は、業種を問わず、一律1000分の0.05であり、全額事業主の負担となります。

[13 労災保険の特別加入制度]

- 特別加入制度は、中小事業主、自営業者、家族従事者、海外の事業に派遣された者に対して、特別に任意で労災保険に加入することを認め、一定の要件を充たす災害について、保険給付を行う制度です。
- 特別加入者の範囲
 - ① 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主。（第1種特別加入）
 - ② ①の中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者。
 - ③ 常態として労働者を使用しないで土木・建築その他一定の事業を行う一人親方その他の自営業者。（第2種特別加入）
 - ④ ③の一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する労働者以外の者。
 - ⑤ 指定農業機械を使用する農作業従事者、特定農作業従事者、労働組合等の常勤役員として一定の作業に従事するもの、危険有害物を取り扱う家内労働者、介護作業従事者その他の特定作業従事者。
 - ⑥ 国内の団体又は事業から、海外において行われる事業に従事するために派遣される海外派遣者。（第3種特別加入）

労働保険未手続事業一掃対策流れ図（概要）



労働保険料等徴収状況・労働保険適用状況・労働保険適用促進状況

北海道労働局総務部労働保険徴収課

1 平成23年度労働保険料・一般拠出金徴収状況

(単位：円)

	労働保険料		
	徴収決定済額	収納済歳入額	収納率
北海道	102,467,045,648	100,782,437,331	98.4%
全国	3,345,735,225,600	3,270,795,332,300	97.8%

(単位：円)

	一般拠出金		
	徴収決定済額	収納済歳入額	収納率
北海道	242,442,146	239,893,216	98.9%
全国	8,564,294,843	8,407,061,609	98.2%

2 平成22年度労働保険適用状況

	適用事業場数				委託率 委託 ÷ 合計
	個別	うち有期	委託	合計	
					北海道
全国	1,653,112	38,509	1,291,151	2,944,263	43.9%

(注1)「個別」とは、労働保険事務の処理を自社において行っている事業のこと。

(注2)「有期」とは、あらかじめ事業の期間が予定されている事業のこと。

(注3)「委託」とは、労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している事業のこと。

3 平成23年度労働保険未手続事業の適用促進状況（北海道）

	前年度からの 繰越事業数	今年度把握 事業数	解消対象 事業数	解消事業数	左のうち 成立事業数	年度末現在 未解消事業数
建設業	34	480	514	491	467	23
全数(北海道)	390	1,608	1,998	1,621	1,387	377